

障害者自立支援法の改正に係るみんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の改正について

障害者自立支援法の改正に伴い、同条例施行規則の関係法令規定部分を修正するものである。具体的な内容は以下のとおり。

1 障害者自立支援法の改正

同法第5条第1項中、「児童デイサービス」を削り、同条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。また、第5条中第18項を第17条とし、次に1項を加える。同条第23項を第27項とし、第20項から第22項までを4項ずつ繰り下げ、第19項を第23項とし、同項の前に4項を加える。

以上の改正により、別表第1の4の項を整理する。

2 県民意見反映手続きについて

上記法の改正に伴う形式的な変更該当するため、県民意見反映手続きは不要である。
(かながわ県民意見反映手続要綱第4条(8)イ)